

第22期第32回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年4月24日（水）13時00分～

場所 唐津市水産会館 多目的ホール

（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | | |
|-----|----------------------------------|---------|
| （1） | きす一重流し刺網漁業特認許可方針（案）について（諮問） | P2 ～ P5 |
| （2） | ムラサキウニの効率的な駆除方法について（報告） | 別冊 |
| （3） | 潜水器漁業（簡易潜水器）特認許可方針（案）について（協議） | P6 ～P 7 |
| （4） | 委員会指示の適用除外について（協議） | P8 ～P10 |
| （5） | 唐津市統括所（大島地区）におけるウニ類の試験養殖について（協議） | P11～P22 |
| （6） | その他 | |

水産第209号
令和6年(2024年)4月16日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

きす一重流し刺網漁業特認許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別添のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：佐賀県農林水産部
水産課漁業調整担当 川崎
電話：0952-25-7145

きす一重流し刺網漁業特認許可方針

第1 制限措置

(1) 漁業種類

きす一重流し刺網漁業（特認）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

20隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限措置なし

(4) 推進機関の馬力数

制限措置なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

6月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市の湊浜及び神集島のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和6年12月31日まで

第3 申請すべき期間

公示した日から令和6年5月17日

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位に

より、許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の12月31日現在で、当該許可を有していた者
- (2) 当該漁業許可を有する者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、承継を受ける者は、当該漁業許可を有する者から2親等以内の親族に限る。
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者
- (4) 上記(1)～(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 唐津市土器崎から正北に引いた直線、唐津市相賀と同市湊町の境界に設置した漁場標識と唐津市神集島南端を結んだ直線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域外で操業してはならない。
- (2) 7月16日から7月31日までは操業してはならない。
- (3) 唐津市唐津城と唐津市神集島東端を結んだ直線の延長線、唐津市神集島南端と福岡県糸島市志摩野辺崎を結んだ直線及び唐津市呼子町小川島北端と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線によって囲まれた佐賀県海域では、6月1日から7月31日までの間は操業してはならない。
- (4) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (5) 定置網漁業の保護区域内で操業してはならない。
- (6) 漁具、漁法の制限
 - ① 使用する漁具は浮子方の長さ 500メートル以内のもの1統とする。
(替網を船内に搭載してはならない。)
 - ② 夜間(日没から日の出まで)操業をしてはならない。
 - ③ 操業の際は、県が交付する標旗を掲げなければならない。
 - ④ 佐賀県漁業調整規則第55条に規定された漁具の標識に許可番号を記載しなければならない。

⑤ 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内に留めておかなければならない。

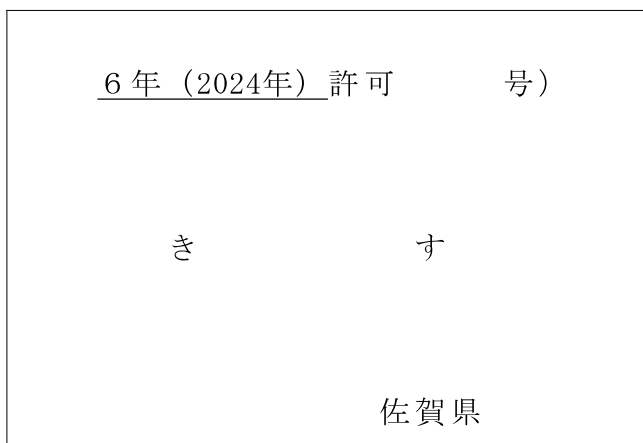
⑥ 使用船舶の機関室の両側の舷しょう板（通称カイシング）に、だいだい色又は緑色の船体表示（幅20センチメートル、長さ 160センチメートル）をしなければならない。

（注） だいだい色：湊 浜

緑 色：神集島

（標 旗） 地色：黄 色

字色：白 色



令和6年度潜水器漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

うに簡易潜水器漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

共同漁業権者が認めた数

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場内。

ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、所属する支所に関する共同漁業権漁場内に限る。

（5）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市高島又は神集島において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- ④ 潜水士の免許を取得している者
- ⑤ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ⑥ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑦ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和6年 月 日から令和7年 月 日まで

第3 申請すべき期間

令和6年 月 日から令和6年 月 日まで

第4 条件

- (1) ムラサキウニ、ガンガゼ以外のものを採捕してはならない。
- (2) 操業中は、共同漁業権者と取交した、協定書を携帯しておかなければならない。
- (3) 潜水漁業を行うときは、潜水従事者以外に、操船資格を有する者を1名以上乗船させなければならない
- (4) 操業中は、国際信号旗A旗及び県が指定する操業標旗（船舷3.0メートル以上の高さ）を掲げなければならない。
- (5) 1日の操業で使用するボンベは、200気圧ボンベ2本以内とする。
- (6) 操業時間は、午前7時00分から午後5時00分までとする。
- (7) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶で、かつ許可証に記載されている船舶を使用すること。
- (8) 操業期間終了後、漁獲成績報告書を提出すること。

松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外申請

令和6年4月15日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

住所 唐津市唐房6丁目4948-9
氏名 佐賀県玄海水産振興センター
所長 中牟田 弘典

下記により松浦海区漁業調整委員会指示第91号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1. 適用除外の理由

ムラサキウニの産卵時期を把握するためには周年の調査が必要なため

2. 適用除外の期間

7月1日～12月20日

3. 調査の目的及び方法

簡易潜水器を用いて、月別、水深別にムラサキウニを採捕し、生殖線指数を調査する

4. 調査に使用する船舶

船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	馬力数	所有者
さいばい	SA3-24860	1.3	ジーゼル	53kW	佐賀県
はやぶさ	SA3-25000	1.7	ジーゼル	90kW	佐賀県
天晴丸	SA3-24791	2.3	ジーゼル	114kW	坂本 智彦
天彰丸	SA3-24026	2.1	ジーゼル	40	袈裟丸 彰藏
富漁丸	SA3-23639	4.5	ジーゼル	368kW	井上 富夫
政漁丸	SA3-24048	4.4	ジーゼル	80	井本 政一
藤洋丸	SA3-23280	1.1	ジーゼル	40	井本 松雄
成漁丸	SA3-24567	1.8	ジーゼル	40	井上 成彦
あんとか丸	SA3-23248	1.6	ジーゼル	40	久保 安孝

5. 調査を実施する者の住所及び氏名

藤崎 博	唐津市鎮西町名護屋6966 玄海水産振興センター
下前 敦	
大庭 元気	
深堀 哲史	
村川 勉	
高橋 裕矢	
森山 立崇	
池田 零	
大畑 響	
名古屋 海渡	
岩本三海	

6. 採捕個数

ムラサキウニ約 5,000 個

7. 採捕の区域

佐賀県玄海海域（別紙1）



佐賀県玄海海域

水産第 206 号
令和 6 年 4 月 22 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（松区 502 号）におけるウニ類の試験養殖に
ついて（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和6年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川岸 和正

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ウニ類養殖試験
- 2 水産物の名称 ウニ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 松区第 502 号 (カキ養殖業) 漁場の一部
 10m×10mの養殖試験筏を 1 基 800 m²
- 4 試験養殖期間
 試験養殖の承認日より 1 年間
- 5 養殖の方法及び規模
 - 1) 方法 筏式、コンテナを用いた垂下養殖
 - 2) 規模
 - ・筏;10m×10m 1基
 - ・コンテナ;30cm×55cm×35cm 100 個
 - ・種苗 合計 3,000 個

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図 (別紙 1)
- (4) 養殖施設概要図(別紙 2、別紙 3)

理由書

佐賀県玄海地区沿岸域において、藻場が無くなっていく磯焼けを起こしている漁場が増えてきており、その海域にウニ類は生息しているが、そのほとんどが可食部となる生殖腺が発達しておらず、「身入り」が悪く漁獲対象とならないものがほとんどである。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所(以下「当支所」という)管内の共同漁業権漁場においてにおいても同様に、磯焼け漁場が増加し「身入り」が悪いウニ類が増加してきている。

そのような中で、当支所所属の漁業者から「磯焼け漁場の『身入り』が悪いウニ類を取り上げて、養殖を行い身入りの改善をして出荷をしてはどうか」との意見がだされてきた。

そこで今回、唐津市大島西側地先のカキ養殖漁業権漁場(以下「松区第 502 号」という)の一部を活用して、磯焼け漁場の「身入り」の悪いウニ類の身入りの改善を目的とした試験養殖を行うことにした。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

ウニ類養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1) 実施場所

1) 実施場所:唐津市大島西側地先(別図1)

松区第 502 号(カキ養殖業)の一部を使用

2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和6年3月(承認日から1か年間)

3) 試験内容

a) 養殖施設(別紙2のとおり)

・筏:10m×10m 1基

・コンテナ:30 cm×55 cm×50cm 100 個

・種苗 合計 3,000 個(ウニ類)

b) 養殖施設

筏式、コンテナを用いた垂下養殖

c) 試験方法

・令和6年4月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備、試験養殖開始

・令和6年5月から令和7年3月まで飼育管理、生残把握、養殖ウニの測定

・令和6年3月末 施設撤去

d) 養殖試験従事予定者氏名

吉田善秀、坂口修一、吉田藤善、吉田典功、吉田光治、坂本春也、坂本安則、

山口文雄、吉田善史、稲葉耕平

e) 養殖スケジュール

	R6.4月	5月	6月	8月	10月	12月	R7.3月	3月末
作業内容	養殖施設準備 →		飼育管理・生残把握・測定(殻長、体重)				→ 片付け	
	試験養殖開始							

f) 収支計画

i) 支出の部

費目	数量	金額	備考
種苗代	3,000 個	0	天然ウニ類を素潜り等で採捕のため。
餌代	500kg	0	廃棄野菜等を利用のため。

※その他、養殖に必要な消耗品や資材は廃材の再利用等で費用は極力掛からないよう調整する。

ii) 収入の部

費目	数量	金額	備考
売上	0	0	身入り、生残試験のみ。消費は自家消費とする。

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

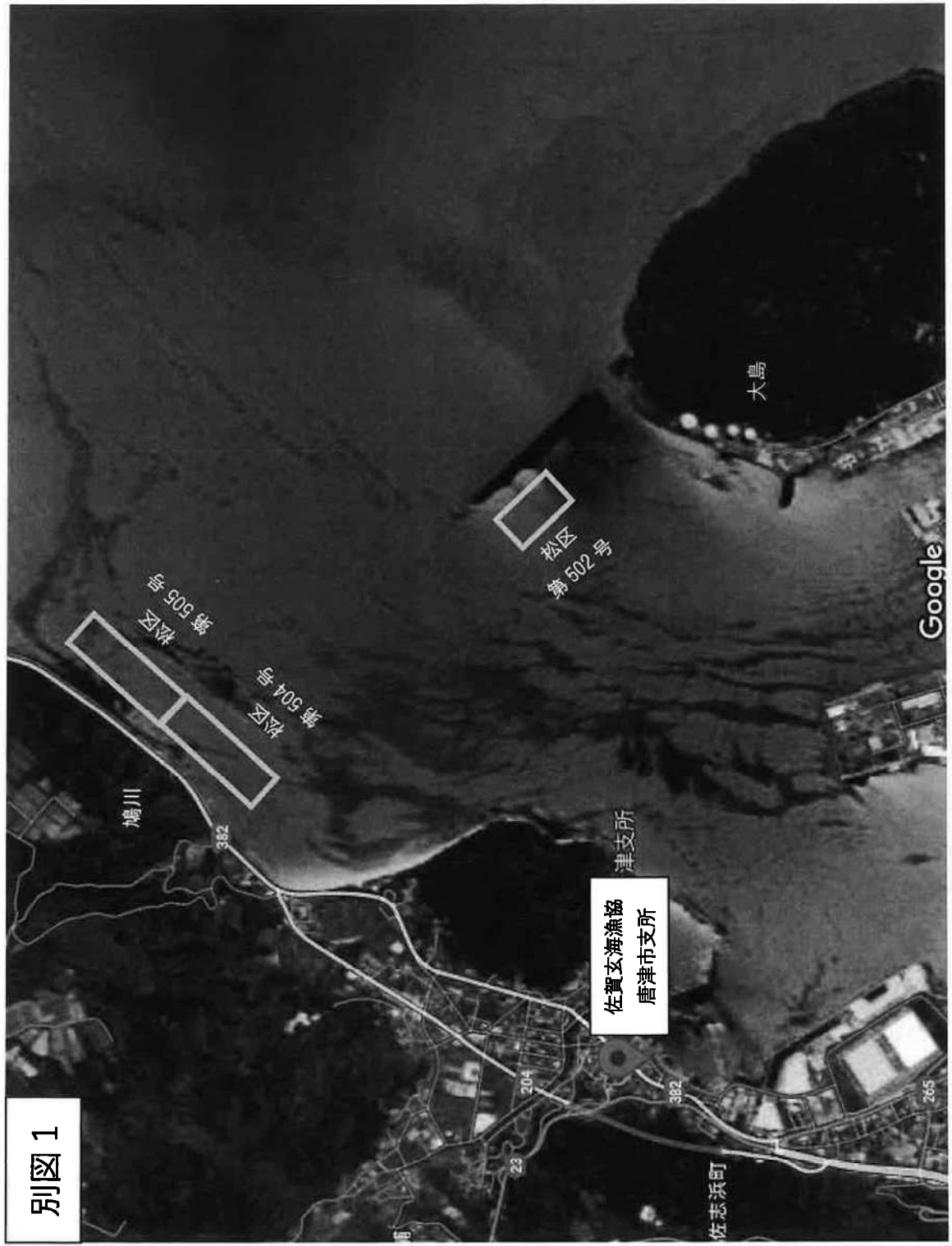
(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

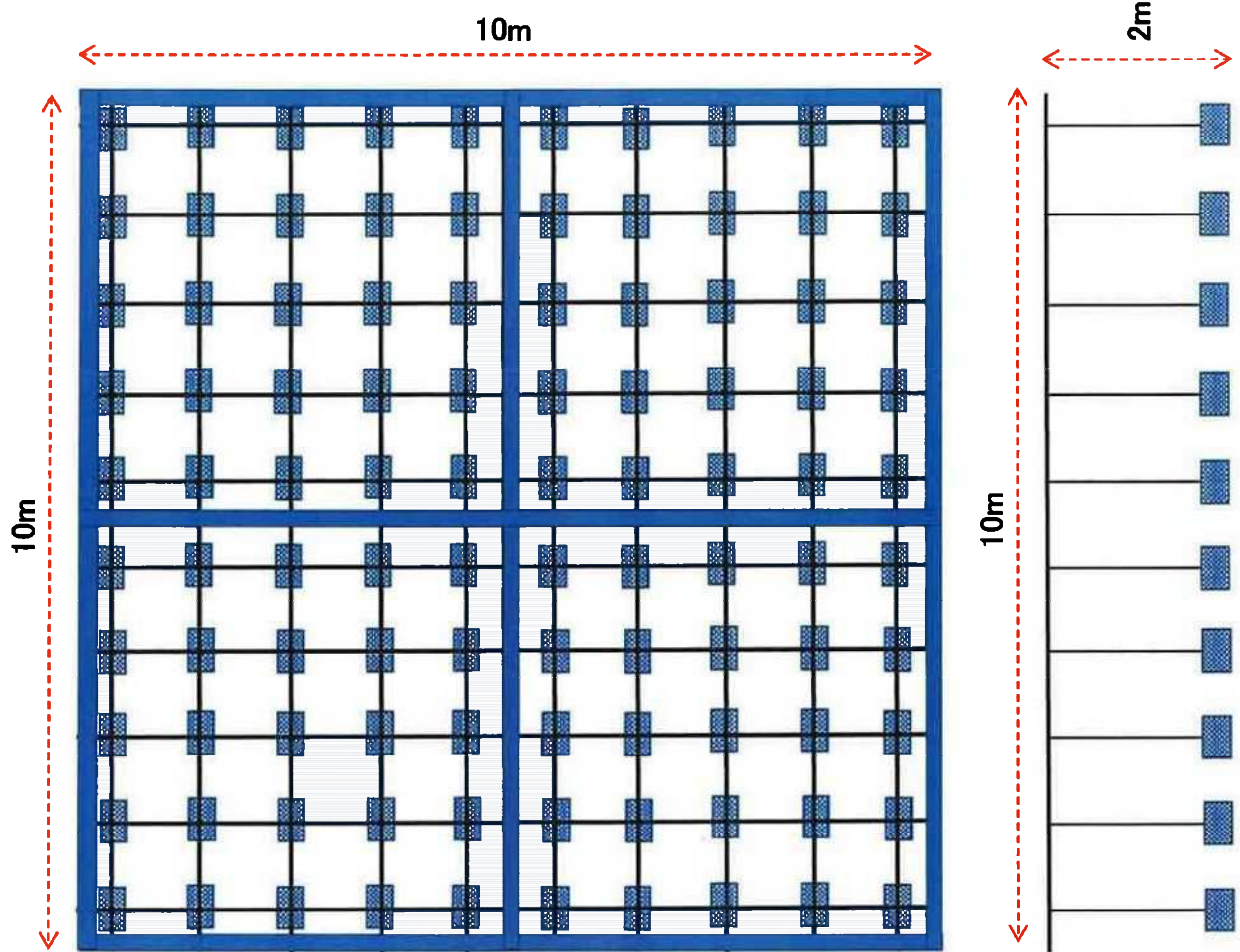
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

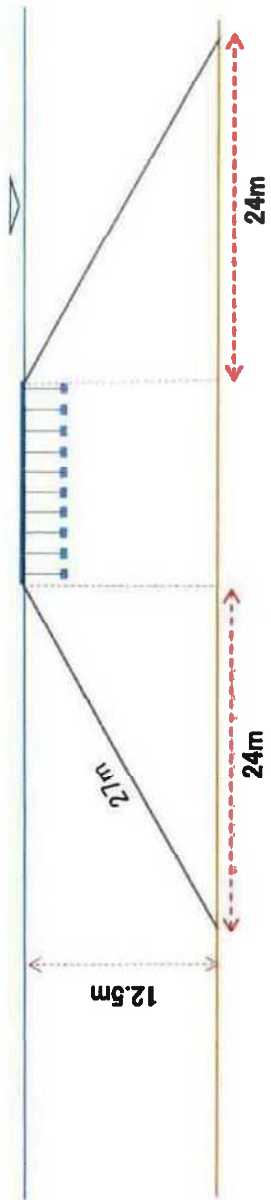


別図 1

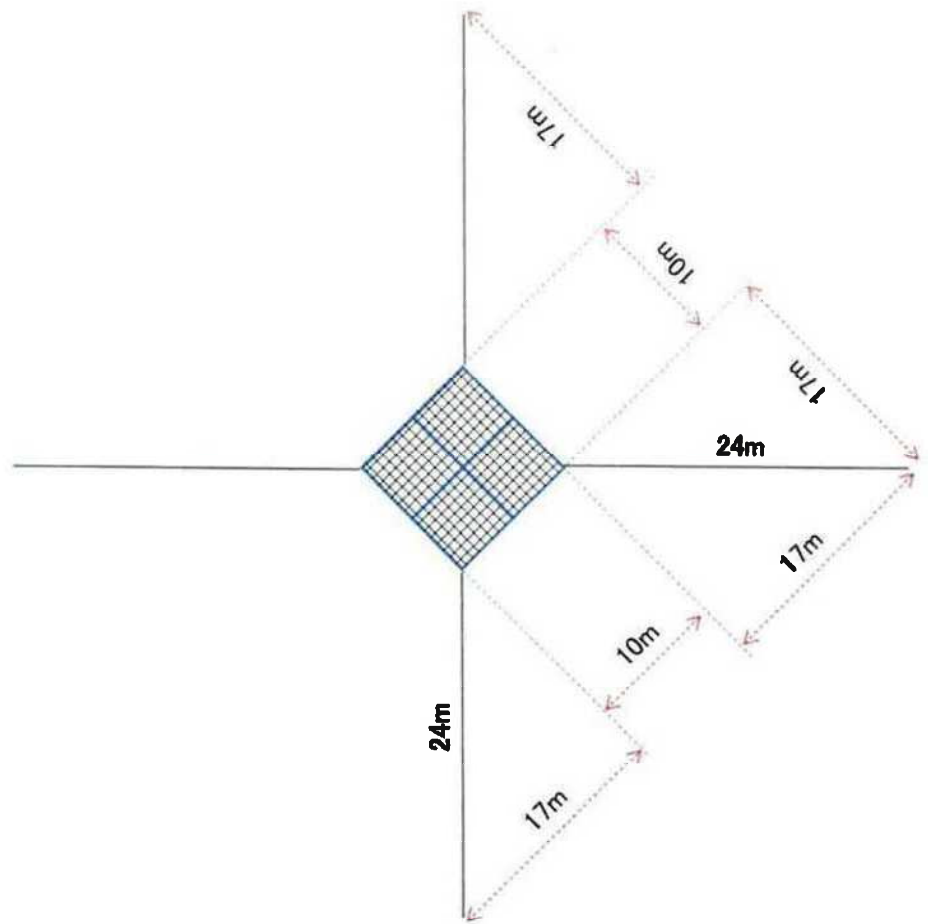


別紙2

別図3



垂直図



水平図

ウニ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ウニ類試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、

乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から1年間とする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月8日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 2 9 6 号
令 和 6 年 4 月 8 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎
〔公印省略〕

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和6年4月8日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所におけるウニ類養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合（唐津市統括支所）は、当漁協管内の佐賀県玄海地区沿岸域において磯焼け漁場が増加しており、身入りが悪いウニが増加しております。

当漁協所属漁業者からは「磯焼け漁場の身入りが悪いウニ類を取り上げて養殖を行い、身入りの改善をして出荷してはどうか」という意見が出されており、可食部となる生殖腺を発達させることで、身入り改善したウニ類の出荷が増えることと、漁獲対象とならないウニ類を活用し、磯焼けが軽減される好循環となることが予測されます。

その把握を行うため今回の試験養殖の実施について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和6年4月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎